

瀬戸町旭ヶ丘連合町内会防災会規約

(名称)

第1条 この会は、瀬戸町旭ヶ丘連合町内会（以下「連合町内会」という。）防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、連合町内会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の相互扶助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより台風、集中豪雨、地震、火災その他の災害（以下「風水害等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること
- (2) 風水害等に対する災害予防に関すること
- (3) 風水害等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること
- (4) 防災訓練の実施に関すること
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1人（連合町内会長）
- (2) 副会長4人（丁目町内会長）
- (3) 幹事27人（丁目町内副会長及び丁目班長：
一丁目7人、二丁目6人、三丁目5人、四丁目9人）

2 役員の任期は、連合町内会の役員と同一とする。ただし、再任は妨げない。

(役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、風水害等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。また、

連合町内会の総会をもって充てることができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する

- (1) 規約の改正に関すること
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること
- (3) 事業計画に関すること
- (4) その他、総会が特に必要と認めたこと

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと
- (2) 総会により委任されたこと
- (3) その他、幹事会が特に必要と認めたこと

(防災計画)

第11条 本会は、風水害等による被害を防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

附則

この規則は、平成12年 1月 1日から施行する。

平成26年 5月 日改正

令和 2年 3月 21日改正

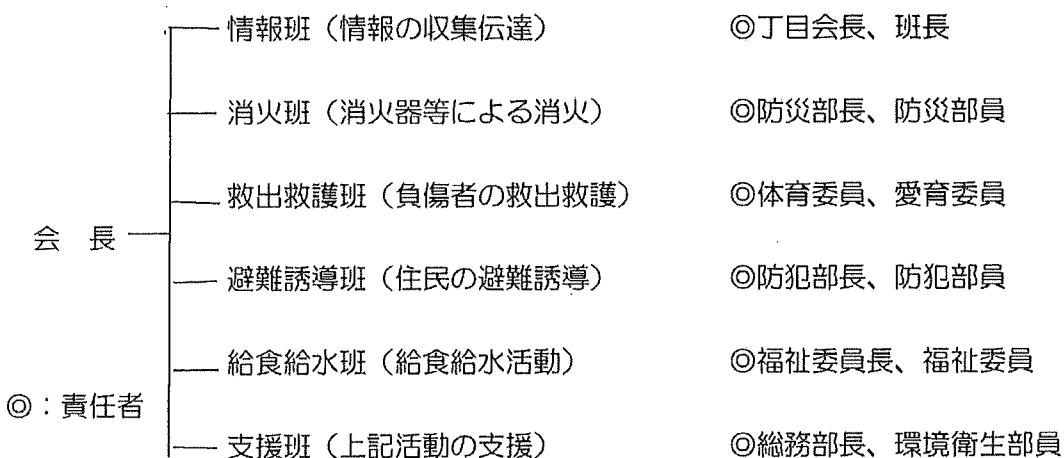
瀬戸町旭ヶ丘連合町内会防災会防災計画

1 目的

この計画は、瀬戸町旭ヶ丘町内会防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、台風、集中豪雨、地震、火災その他の災害、（以下「風水害等」という。）による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 防災組織の構成及び任務分担

災害の未然防止及び発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次の通り防災組織を構成する。



3 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項

- ア 防災組織及び防災計画に関すること
- イ 風水害等の災害についての知識に関すること
- ウ 地域周辺の環境に応ずる防災知識にかんすること
- エ 家庭における防災上の留意事項に関すること
- オ その他防災に関すること

(2) 普及の方法

- ア 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- イ 座談会、講演会、映画会の開催
- ウ パネル等の展示

(3) 実施時期

防災週間（防災の日）、防災とボランティア週間（防災とボランティアの日）、火災予防運動期間等、防災諸行事の行われる時期に行うほか、隨時実施する。

4 防災訓練

風水害等の災害発生に備えて、情報の収集伝達、水防作業、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

5 情報の収集伝達

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ア 情報の収集伝達訓練

- イ 水防工法訓練
- ウ 消火訓練
- エ 避難訓練
- オ 救出救護訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期及び回数

- ア 訓練は、防災週間（防災の日）、梅雨時期、火災予防運動期間中等に実施する。
- イ 訓練は、総合訓練にあっては、年1回以上、個別訓練にあっては、隨時実施する。

6 水防活動

(1) 巡視

地域内の災害の発生する危険個所の巡視を行い、異常現象を発見した場合は、会長に報告するとともに、市へ通報する。

(2) 水防作業

応急措置を行うとともに、市長の指示により、水防工法の作業に従事する。

7 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

地震時等においては、火災の発生が被害を拡大させる主な要因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月7日を「防火の日」とし、組織の消火班による巡回指導等を実施するほか、各家庭においては、主として次の事項に重点を置いて点検整備する。

- ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓
- イ 可燃性危険物品等の保管
- ウ 消火器等消火資機材の整備
- エ その他建物等の危険個所の把握

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようになるため、次の消火資機材を配備する。

- ア 可動式（小型）動力ポンプ等
- イ 家庭における消火器、バケツ、消火砂等

8 救出救護

(1) 救出救護活動

建物の倒壊、土砂崩れ等により救出救護を要する者が生じたときは、直ちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療関係機関への連絡

救出救護班は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

救出救護班は、防災関係機関による救出を必要と認めたときは、市に出動を要請する。

9 避難対策

風水害等の災害の拡大により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

岡山市長の避難命令がでたとき、又は防災会長が必要であると求めたときは、防災会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、防災会長の避難誘導の指示に基づき、住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難路及び避難場所

避難路及び避難場所は、岡山市地域防災計画及び防災会長が定めた次の施設とする。

ア 濑戸町旭ヶ丘2-2-80 旧かたせ桜保育園

イ 濑戸町旭ヶ丘2-2-100 旭ヶ丘コミュニティセンター

10 給食給水

避難地における給食給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食給水班員は、市から配分された食料、地域内の家庭又は米穀小売業者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水

給食給水班員は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

11 防災資機材

防災資機材等の備蓄及び管理を行う。

附則

この規則は平成12年 1月 1日から施行する。

平成26年 5月 日 改正

令和2年 3月21日 改正